

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

水酸化カルシウム（消石灰）

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

この貨物は白色粉状で、不純物が僅かに含まれるため微かなアンモニア様臭を伴うことがある。水に微溶、アルコールには不溶性である。

この貨物は、発塵防止の目的で加湿されている。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

A and B

3.2 見かけ密度 (kg/m³) : BULK DENSITY

620 ~ 750 kg/m³

3.3 載貨係数 (m³/t) : STOWAGE FACTOR

1.33 ~ 1.61 m³/t

3.4 粒径 : SIZE

3.5mm 以下の微粉

3.5 等級（種別Bの場合に限る）: MHB

国連番号（危険物の場合に限る）: 不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る）: ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

この物質は運送許容水分値を超える水分値で積載した場合、液状化するおそれがある。また、目や皮膚に対して刺激性がある。

この貨物は不燃性で火災の危険性は低い。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と同一船倉に積載してはならない。

5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS

強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛等を含む貨物の残滓との接触の

危険等を避けること。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

- ・航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。
- ・この貨物は原則雨中荷役してはならない。ただし貨物の実水分値が運送許容水分値よりも低く、雨中荷役を実施しても、その雨によって実水分値が運送許容水分値をこえることがないことについて荷送人より証明された場合はその雨の中で荷役を実施しても良い。
- ・船倉内の貨物の全量をその港で荷揚げする場合は、その船倉の貨物は雨中で揚げ荷することが出来る。
- ・この貨物の荷役中は、この貨物を積載している又は積載する予定であって荷役を行っていない全ての船倉のハッチカバーを閉鎖すること。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

- ・特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

- ・ビルジウェルは清浄な乾燥状態とし、貨物の進入を防止するため適切に覆われていること。
- ・この貨物の塵埃に晒されるおそれのある者は、保護眼鏡若しくはゴーグル、防塵マスク及び保護手袋を着用すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

特になし。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

航海中は貨物の表面の外見を定期的に点検すること。貨物上の自由水又は貨物の流動状態が観測された場合、船長は貨物の移動を防止し、転覆の危険を避けるための適切な措置をとること。また、安全な避難場所への緊急入港要請について検討すること。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特になし。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特になし。

5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

- (1) 備えるべき特別非常用装備 (SPECIAL EMERGENCY EQUIPMENT TO BE CARRIED)
保護具 (長靴、つなぎ服、保護眼鏡、ゴーグル、防塵マスク、保護手袋)
- (2) 非常時の措置 (EMERGENCY PROCEDURES)
保護具を装着すること。

(3) 応急医療 (MEDICAL FIRST AID)

- ・ 目に入った場合：流水で十分に洗い、眼科医の診療を受ける。
- ・ 皮膚に付着した場合：石鹼でよく洗う。かぶれた場合は引がかかずに医師の診察を受ける。
- ・ 飲み込んだ場合：摂取した場合は医師の診察を受ける。